

【参考資料】

板橋区立 高島第一中 学校

# 危機管理マニュアル

## 【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、板橋区立高島第一中学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

## 第4章 震災対策

### 第1節 震災予防計画

(震災予防計画)

#### 第33条

- 1 各自自主点検検査証及び火元責任者は、地震による火災を予防するため第2章各節の点検検査と併せて建物及び諸施設等の点検を行うものとする。
- 2 点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。
  - (1) 建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊、落下物の有無。
  - (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無。
  - (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認。
  - (4) 窓ガラスのひび割れ及びすのこの危険箇所の有無。
  - (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための装置の適否（例えば、強酸類は砂箱に、その他の引火性発火性薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れてあるか。）
  - (6) 理科室の化学消火器及び乾燥砂の適否。
- 3 通学路の危険箇所の有無

(地震後の安全措置)

#### 第34条

- 1 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具の異常の有無を確認する。
- 2 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施、以上の有無を防火管理者に報告する。
- 3 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

(震災の備えての準備品)

第 35 条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

品 目	対 応 策	保 管 場 所
食 糧 飲 料 水	○区教育委員会等と協議し、児童生徒全員の食糧を確保しておく	給食室 備蓄倉庫
医 薬 品 担 架 毛 布	○保健室内の医薬品のほか必要な医薬品を確保しておく。 ○非常用として7枚確保しておく。	保健室 保健室
携帯用ラジオ トランシーバ	○震災用として常に使用できるように日常使用するものは区別して確保する。	職員室
校 旗 携帯用拡声器 メ ガ ホ ン 警笛・ロープ	○自衛消防隊用の装備機材を活用する。	自衛消防隊用

(下校計画の作成)

第 36 条

- 1 防火管理者は、各担当教師に、震災時に生徒を地域別に下校させる計画を作成させ、帰宅経路等を明確にしておくものとする。
- 2 年度当初、保護者に緊急連絡先を提出させる。

(避難場所の指定)

第 37 条 避難場所及び経路は次のとおりに指定しておくものとする。

避 難 場 所	所 在 及 び 名 称	集 結 場 所
第一次避難場所	校 庭	○校庭中央・校舎の反対側とし、朝礼のとおり整列する
第二次避難場所 (広域避難場所)	高島平7・8丁目地区	○学校より最も近い区域 (徳丸が原公園)
避難経路	徒歩0.5km	

※ 第二次避難場所への経路

- (1) 最も安全な門から校庭から出る
- (2) 最も安全なルートを移動する
- (3) 最短距離を移動する

## 第2節 災害応急計画

### (地震時の活動)

第38条 地震時の活動は、第3章各節によるほか次のものとする。

#### (1) 授業中地震が発生した場合の基本的行動

措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本的行動
第1次措置	○火気使用器具の始末をするとともに初動体制に必要な指示、命令を行う。	*地震発生と同時に生徒を机の下などに身をおくさせ、本部からの指示を待つ。 *火気使用器具の始末を行う。
第2次措置	○校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の命令を校内放送及び口頭で行う	*教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。 *屋外へ避難命令を受けた場合は、生徒に防災措置をとらせ避難通路に従い避難を開始する。
第3次措置	○避難終了の確認を行うとともに第二次避難場所への同行を判断する。	*出席簿、生徒引き渡しカードを携行し、校庭へ避難完了後人員点呼を行い、異常の有無を本部へ報告する。

#### (2) 休憩中地震が発生した場合の基本的行動

処置区分	学校長等の基本行動	教師の基本的行動
第1次措置	○火気使用器具の始末をするとともに本部員以外の者は校庭及び体育館等に急行し生徒の安全措置を講ずる。	*地震発生と同時に教室に直行し机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。 *火気使用器具の始末を行う。
第2次措置	○本部員は全生徒及び校舎の被害状況を把握するとともに、その状況に応じた必要な処置命令を行う。 ○本部員以外の者は、状況により生徒に教室に戻るよう指示する。	*地震終了後、混乱を静め人員を確認し、未確認の生徒を調べる。 *生徒が全員教室に戻ったかどうか、また負傷者の有無を確認し、その処置を行う。 *その後の行動について本部からの指示を待つ。
第3次措置	○授業中に準じて行う。	*授業中の避難に準じて行う。

\*本部員とは・・・隊長（校長）、副隊長（副校長）、指揮係をさす。

(避難行動)

第 39 条 避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 生徒に机の下に避難させ、その後避難行動を容易に行えるようにさせる。
- (2) 校舎外への避難開始は、周囲の状況にもよるが、原則として本部の命令によるものとする。
- (3) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入り口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は第 24 条に定める経路に従い行うものとする。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。
- (5) 広域避難場所への避難は隊列を組み、教職員は隊列の左右に適時位置し、事故防止に努める。
- (6) 広域避難場所への避難が完了した場合は、区教育委員会に連絡員を派遣する。
- (7) 避難時における装備は、次のとおりにする。

装 備 品	携 行 者	用 途
担 架	応急救護係	傷病者を搬送する
本 部 旗	本部員	本部の印とする
ト ラ ン シ ー バ ー	通報連絡係	避難時の連絡用として使用
医 薬 品	応急救護係	応急手当用
メ ガ ホ ン	学級担任教師	避難時の統率をはかるため使用する
ト ラ ン ジ ス タ ラ ジ オ	通報連絡係	情報を収集するため使用
重 要 書 類 等	搬出係	非常持ち出し品の搬送及び管理
毛 布	応急救護係	傷病者の救急用具として使用
携 帯 用 拡 声 器	本部員及び学年主任	避難時の統率をはかるため使用
食 糧 ・ 飲 料	栄養士等	避難場所での非常食

(生徒の引き渡し)

第 40 条 学級担任は、生徒を家族に引き渡す場合、原則として広域避難場所において引き渡しカードにより確認し、必ずチェックしてから行うものとする。また、学級担任不在の場合は学年主任がこれを代行する。